

埼玉県産業技術総合センター受託研究実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）が、県内企業の技術力を強化し、国際競争力を備えた県内産業の振興を図るために実施する受託研究に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「受託研究」とは、センターが委託を受けて実施する次の各号に掲げるものであって、これを委託しようとする者（以下「委託者」という。）が、これに要する経費（以下「受託料」という。）を負担するものをいう。

- (1) 研究調査
- (2) 技術開発
- (3) 試作開発

(受託研究の対象者)

第3条 受託研究の対象者は、原則として県内に事業所を有する企業、それらが組織する団体及びこれらを支援する団体等とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、受託研究の対象としない。
- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている団体
 - (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体

(受託研究の基準)

第4条 受託研究は、センターの業務に支障がなく、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 産業技術の開発を促進するために必要又は有益であると認められるもの
- (2) センターが行う試験研究と関連して実施することが、必要又は有益であると認められるもの
- (3) センターが行う試験研究に重要な資料を提供すると認められるもの
- (4) センターの施設若しくは機器又はその職員の有する専門技術が特に必要であると認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターで実施することが特に必要又は有益であると認められるもの

(受託料)

第5条 受託料は、受託料算定基準（別紙1）により算出された金額とする。

(受託研究の申込み)

第6条 委託者は、受託研究申込書（様式第1－1号）をセンターの長（以下「センター長」という。）に提出するものとする。

2 委託者が電子契約による契約を承諾する場合、立会人型電子契約メールアドレス確認書（様式第1－2号）を提出させるものとする。

（受託契約の締結等）

第7条 センター長は、前条の申込書を受理したときは、第4条の基準に基づき速やかに審査し、研究を受託することが適當と認めたときは、委託者に通知（様式第2号）するとともに受託研究に関する契約（様式第3号）を締結するものとする。

2 センター長は、前条の申込書を受理したときは、第4条の基準に基づき速やかに審査し、研究を受託することが適當でないと認めたときは、受理しない旨を委託者に通知（様式第4号）するものとする。

（受託料の納付等）

第8条 前条第1項に規定する契約を締結した委託者は、受託料の全額を一括して甲の発行する納入通知書により指定する期限までに納付するものとする。

（受託研究の中止）

第9条 センター長は、業務に支障が生ずるため、又は天災その他やむを得ない事由により研究の継続が困難のとき、これを中止することができるものとする。

（受託研究契約の解除）

第10条 センター長は、委託者が本要綱、又は受託研究契約書の各条項に違反したときは、受託研究契約を解除することができるものとする。

（受託料の不還付）

第11条 既納の受託料は返還しない。ただし、第9条の規定により受託研究を中止したときは、遅滞なく受託料の精算を行い、精算額が既に納入した受託料に満たないときは、速やかにその差額を委託者に返還するものとする。

（受託研究結果の報告）

第12条 センター長は、受託研究を終了又は中止したときは、受託研究報告書（様式第5号）を作成し、委託者に報告するものとする。

（受託研究結果の公表）

第13条 センター長は、委託者の業務に支障があると認めた場合を除き、委託者の同意を得て研究結果を公表することができるものとする。

(特許権等)

第 14 条 受託研究の成果である特許、実用新案及び意匠登録を受ける権利並びにそれに基づく特許権、実用新案権及び意匠権（以下「特許権等」という。）は、原則として受託者が所有する。ただし、委託者は、受託研究契約時の受託者との協議により、その特許権等の一部又は全部を所有することができる。

2 前項における協議の結果、委託者と受託者が共同で特許等を出願したときは、委託者は持分に応じて受託者に実施料相当額の補償を行うものとする。

(適用除外)

第 15 条 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の一部を受託研究又は委託者等に適用しないことができるものとする。

(1) 委託者が国（国以外の団体等で国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。）、地方公共団体等公的機関である場合

(2) その他、特別の事由がある場合

(補則)

第 16 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 3 日から施行する。